

市第11号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2中

「

港の見える丘公園（集会施設に限る。）
--------------------

」を

「

港の見える丘公園（集会施設に限る。）
本牧山頂公園

」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提 案 理 由

本牧山頂公園について指定管理者に管理を行わせるため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公園条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）  
（~~下段~~ 現 行）

別表第 2 の 2（第 16 条第 1 項及び第 28 条の 2 第 1 項）

名 称	位 置
(省 略)	
(省 略)	横浜市中区
港の見える丘公園（集会施設に限る。）	
<u>本牧山頂公園</u>	
(省 略)	
(省 略)	